

短期入所生活介護ゆふなぎ 利用料金表

2019年10月現在

	負担段階	基本介護負担①	居住費	食費	日額(1割)	日額(2割)	日額(3割)
		基本単位	②	③	①+②+③(1日)		
要支援1	第1段階	514	820	300	1,643		
	第2段階		820	390	1,733		
	第3段階		1,310	650	2,483		
	第4段階		3,300	1,710	5,533	6,056	6,579
要支援2	第1段階	638	820	300	1,769		
	第2段階		820	390	1,859		
	第3段階		1,310	650	2,609		
	第4段階		3,300	1,710	5,659	6,308	6,957
要介護1	第1段階	684	820	300	1,816		
	第2段階		820	390	1,906		
	第3段階		1,310	650	2,656		
	第4段階		3,300	1,710	5,706	6,402	7,098
要介護2	第1段階	751	820	300	1,884		
	第2段階		820	390	1,974		
	第3段階		1,310	650	2,724		
	第4段階		3,300	1,710	5,774	6,538	7,302
要介護3	第1段階	824	820	300	1,958		
	第2段階		820	390	2,048		
	第3段階		1,310	650	2,798		
	第4段階		3,300	1,710	5,848	6,686	7,524
要介護4	第1段階	892	820	300	2,027		
	第2段階		820	390	2,117		
	第3段階		1,310	650	2,867		
	第4段階		3,300	1,710	5,917	6,824	7,731
要介護5	第1段階	959	820	300	2,095		
	第2段階		820	390	2,185		
	第3段階		1,310	650	2,935		
	第4段階		3,300	1,710	5,985	6,960	7,935

※利用料金は、単位数×10.17円で算定しています。(長浜市:7級地)

□負担段階□

第1段階・・・生活保護者等、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者
 第2段階・・・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下
 第3段階・・・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超
 第4段階・・・市区町村民税課税世帯(第5段階に該当する場合を除く)
 ※負担軽減を受けるには「介護保険負担限度額認定証」が必要になります。
 詳しくは、市町村窓口にお問い合わせ下さい。

■加算内容内訳(入居者様ごとに内容は変わります)■

加算種類	単位数	単位数	
○機能訓練体制加算	12/日	○緊急短期入所受入加算	90/日
○看護体制加算Ⅰ	4/日	○療養食加算	23/日
○看護体制加算Ⅱ	8/日	○在宅中重度者受入加算	413/日
○夜勤職員配置加算	18/日	○サービス提供体制強化加算Ⅰ	12/日
○認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	○サービス提供体制強化加算Ⅱ	6/日
○若年性認知症利用者受入加算	120/日	○サービス提供体制強化加算Ⅲ	6/日
○送迎加算	184/日	○介護職員処遇改善加算Ⅰ	
○介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		○介護職員処遇改善加算Ⅱ	
○介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		○介護職員処遇改善加算Ⅲ	